

～北見版～

くらしを支える税

第 50 号

平成 26 年 10 月

北見市租税教育推進懇話会

第 29 回全道中学生の**税**をテーマとした**ポスター**を募集しています!!

第 28 回入賞作品から

北海道教育委員会教育長賞優秀賞



北見市立南中学校
武田 愛花 さん



北見市立小泉中学校
川村 真由 さん

北海道知事賞入選



北見市立南中学校
竹次 寛 さん



北見市立南中学校
畠山 明莉 さん



北見市立温根湯中学校
山際 蘭 さん



北見市立小泉中学校
佐々木 史奈 さん



北見市立東陵中学校
中島 蘭 さん

募集期間 平成 26 年 10 月 1 日(水)～平成 27 年 1 月 22 日(木)

- 募集内容**
- (1) 対 象：道内の中学生
 - (2) テー マ：「税について」
 - (3) 用 紙：原則として画用紙八つ切り(約 27cm×39cm)

詳しくは、募集要項または道税ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/index.htm>

- 入賞作品数
- ・北海道知事賞…優秀賞 5 点 入選 25 点 奨励賞 10 校
 - ・北海道教育委員会教育長賞…優秀賞 5 点 入選 25 点
 - ・北海道オホーツク総合振興局長賞 20 点

お問い合わせは、北海道オホーツク総合振興局 北見道税事務所まで

学級担任の先生・社会科の先生に『税』の話題を提供！

「国税」について(第9回) ～ 相続税 ～

国税には、印紙税、関税、揮発油税、航空機燃料税、自動車重量税、酒税、消費税、所得税、石油ガス税、石油石炭税、相続税、贈与税、たばこ税、地価税、電源開発促進税、登録免許税、とん税及び法人税などがあります。(50音順)

今回は、相続税について説明します。

相続税は、相続または遺贈により財産を取得した場合にかかります。

相続とは、ある人が死亡した時、その人(被相続人)の財産を一定範囲の親族(相続人)に受け継がせることです。財産には預貯金や有価証券をはじめ不動産などのプラスの財産のほかに、借入金や未納の税金といったマイナスの財産も含まれます。

遺贈とは遺言によって相続人やその他の人が財産を取得した場合をいいます。

平成25年度の税収は、約1兆5,700億円でした。

相続税には基礎控除があり、遺産の評価額が基礎控除額以下であれば相続税がかからず、税務署に対する申告も必要ありません。また、評価額が基礎控除額を超える場合でも、申告をすることによって適用できる税務上の特例(配偶者の税額軽減、小規模宅地の評価減)により、相続税がかからないケースもあります。

現行の基礎控除額は次のとおりです。

- 5,000万円 + (1,000万円 × 法定相続人の数)

なお、平成27年1月1日以後に相続または遺贈により取得する財産に係る相続税については、次のとおり改正され、基礎控除額が引き下げられます。

- 3,000万円 + (600万円 × 法定相続人の数)

(例) 法定相続人が、配偶者と子2人の場合の基礎控除額

【現行】 5,000万円 + (1,000万円 × 3人) = 8,000万円

【改正後】 3,000万円 + (600万円 × 3人) = 4,800万円

相続税がかかる人の割合は、現行では被相続人100人に対して4人程度ですが、この改正により6人程度に増加すると見込まれています。



【お問い合わせ先】

北見市租税教育推進懇話会又は
北見税務署 税務広報広聴官
新藤 賢二
北見市青葉町3番1号
Tel 0157-23-9160【直通】

『税に関する資料がほしい』

『「北見版 暮らしを支える税」でこんな話題を取り上げてほしい』
など、皆様のご意見・ご要望をお待ちしています。